

平成 27 年度税制改正に関する意見

平成 26 年 9 月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会 長 林田 英治

平成 27 年度税制改正に関する意見

わが国経済は、日本経済再生のための「三本の矢」に基づく政策の効果などを背景に着実に回復基調を辿りつつある。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(以下、骨太の方針)ならびに「日本再興戦略 改訂 2014」(以下、改訂成長戦略)において、来年度から法人実効税率の引下げを開始するとの方針が明確に示されたことは、企業の設備投資マインドの改善、産業の空洞化防止など、国内の製造基盤強化に繋がると期待される。

しかしながら、わが国企業が厳しい国際市場を勝ち抜くためには、設備投資やイノベーションの創出に取り組んでいる企業をさらに後押しし、グローバル経済において競争企業と同等の条件で競争できる不断の環境整備が必要である。

こうした事業環境の整備、とりわけ税制面における制度上のイコールフットINGが確保されれば、わが国企業は厳しい国際市場を勝ち抜くべく全力で努力することを通じ、日本経済の成長、雇用及び国民生活にも貢献ができるものと考えている。

一方、わが国の財政については、長期債務残高が増加する中、少子高齢化社会を支えるためにも健全化に向けた取り組みが必要である。「経済再生なくして財政健全化はない」との観点から、法人税改革を含む改訂成長戦略の着実な実施による企業活動の活性化によってさらに経済を拡大させ、それを通じた経済の好循環と財政再建の両立を図るべきである。

わが国企業の国際競争力を強化し、経済の好循環の拡大に向け、国際的に遜色ない税制の実現が不可欠であるとの観点から、平成 27 年度税制改正においては以下の項目を要望する。

《重点要望項目》

競争力強化に資する税制上の国際的なイコールフットINGの確保という観点から以下の項目を特に強く要望する。

◎ 法人実効税率のさらなる引き下げ

わが国の法人実効税率は諸外国に比べ依然として高水準にとどまる中、近隣アジア諸国や OECD 諸国では立地競争力強化のために継続的な引下げが行われている。

こうした中、骨太の方針ならびに改訂成長戦略において「法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する」と示されたことは、「国際的に遜色ない水準に引き下げ」するための第一歩として期待される。

わが国企業が厳しい国際競争を勝ち抜き、経済成長を持続していくためには、でき

るだけ早期に 30%を切る水準を達成し、将来的には競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準である 20%台前半も踏まえ、少なくとも OECD 平均の 25%程度まで着実に引下げるべきである。

税率引き下げに伴う財源については、例えば課税ベースの見直し等が検討されているが、法人税制の国際的なイコールフットイングや企業活動への中立性等を図るという観点も踏まえ、実質的な法人課税の負担軽減を実現することが重要である。

◎ 償却資産に対する固定資産税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とする税制は国際的に見て極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。また、投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぐことにもつながっており、諸外国が立地競争力強化のため企業活動への支援を強化している動きとも逆行している。さらに、設備から生み出される所得との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、社会保障関係の割合が高まっているなかで応益と税負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、償却資産に対する固定資産税は廃止すべきである。

また、成長戦略により、生産設備の新陳代謝を進める企業を支援し、設備投資を増加させるための施策が講じられる中、新たに取得されるすべての機械・装置などの償却資産の保有に対して固定資産税を課すことは政策的に逆行している。少なくとも、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきである。

なお、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

◎ 研究開発促進税制の拡充

研究開発は、わが国経済成長の礎となっている企業の競争力を維持・強化し、わが国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための糧である。

研究開発税制は、経済のグローバル化の進展により、企業の国際的な機能分散が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で極めて重要である。一方、主要諸国においては、30%という高い税額控除割合、控除限度超過額に対する長期の繰越あるいは繰越期間内に税額控除できなかった限度超過額の還付といったわが国の制度を上回る促進措置が講じられている。

法人実効税率引き下げに対応する課税ベースの見直しに関して、総額型を縮減し、研究開発投資の増加インセンティブとなるような仕組みに転換すべきとの意見もあるが、改訂成長戦略で示された「世界で最もイノベーションに適した国を創り上げる」の実現に向けては、むしろ広く企業の研究開発投資マインドを底上げする観点から、本税制の活用実績の大部分を占める総額型について税額控除割合を国際的に優位な水準

(30%以上)へ引上げるべきである。また、税額控除の上限額を超過した場合の控除限度超過額の取扱いについて、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、繰越期間を5年に延長するとともに、現行の「当期の試験研究費が前期の額を上回った場合」としている当期の法人税額から繰越税額控除限度超過額を控除するための要件を廃止するほか、オープンイノベーション型も含めた総額型の制度を拡充し、諸外国を上回る制度へと本税制の再構築を図るべきである。

◎ 地球温暖化対策のための税の廃止

「地球温暖化対策のための税」は、一昨年 10 月1日より施行され、本年4月1日より税率が上昇、従来の石油石炭税に上乘せする形で、石油、石炭、LNG 等の化石燃料への課税が強化されている。

一方、本年4月 11 日に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、石炭は「環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」、天然ガスは「役割を拡大していく重要なエネルギー源」、石油は「今後とも活用していく重要なエネルギー源」と位置付けられ、いずれも今後活用していく方向性が示されている。

また、本年6月 24 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2014」では、「現在問題となっており、また、中長期的にも展望されるエネルギーコスト高への対策を早急に講じ(る)」とされている。

こうした中、化石燃料の使用抑制や、エネルギーコストの上昇に直結する「地球温暖化対策のための税」は、エネルギー政策、成長戦略のいずれの面からも政府が示した方向性に逆行するものである。

また、環境省は当初、この課税強化による初年度(平成 24 年度)の税収について、半年間で 391 億円の増収としていた。これに対して、実際には原子力発電停止に伴う化石燃料使用の増加に伴い、石油石炭税は、仮に「地球温暖化対策のための税」としての課税強化(上乘せ)が無かったとしても、平成 25 年度で約 750 億円もの増収と、環境省の想定(通年)の税収に相当する税収が既に確保されていると考えられ、現状において課税強化の必要性はない。

このように、「地球温暖化対策のための税」については、あらゆる観点から見て存続する合理性は無く、直ちに廃止すべきである。

なお、昨年来、議論となっている「地球温暖化対策のための税」の使途拡大(森林吸収源対策への充当や地方の地球温暖化対策に充当するための税源移譲等)や、新たな税の創設には断固反対する。

◎ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

《その他の要望項目》

○ 非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化・均衡化

わが国企業にとって、土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。一方、地方自治体が条例により、負担水準 60%まで引下げることができるとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないことも含め、ほとんど機能していない。

こうした状況から、平成 27 年度評価替えを機に、企業の競争力を確保し、国内立地の促進のために、税負担の軽減や適正化、均衡化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を 60%へ速やかに引下げるべきである。

○ 受取配当の全額益金不算入の徹底

法人が受け取る配当について、持ち分の割合によって益金不算入割合が制限され、また受取配当から負債利子が控除される等、二重課税排除が徹底されていない。法人間の配当課税については、課税済み所得の分配に対する課税であり、二重課税排除の観点から全額益金不算入の原則を徹底するよう速やかに見直すべきである。

なお、益金不算入制限の範囲を持株比率 25%以上の株式に拡大することは、他企業とのアライアンス確保等による事業展開を阻害しかねず、企業の生産性向上のために共同事業再編を促すとした成長戦略に矛盾するものであり、現行制度を維持すべきである。

○ 欠損金制度の適正化

欠損金の繰戻還付および繰越控除は、継続的に行われる事業活動を形式的に事業年度ごとに区切って所得金額を計算するために生ずる矛盾を解消し、租税負担を適正化するために本法上で認められている制度である。しかしながら、現在、欠損金の繰戻し還付制度については、財政上の理由により、平成4年度改正以降、臨時的措置として適用が停止されている。税制を適正化する観点から本制度を速やかに復活させるべきである。

○ 特定の事業用資産の買換え特例（9号買換え）の恒久化

長期所有土地等からの買換え特例制度（9号買換え）は、企業が事業再構築を図り、戦略的投資を実施する際に、それを支援する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。企業がゴーイングコンサーンとして事業環境の変化に対応し、国内において、継続的に事業を行う上で、スクラップ・アンド・ビルドは一定の間隔で繰り返されるものであり、資産の有効活用に資する本措置の継続は必要不可欠である。大企業、中小企業を問わず広範に利用されている9号買換え制度は、恒久化すべきである。

○ 地震、津波等への対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化

東日本大震災により、企業では、国内における緊急事態下の事業継続の観点から、全国各地の事業所における災害対策、特に津波対策を見直す機運が高まっており、こうした状況を受けて平成23年度には津波対策に資する防潮堤や津波避難施設等に対する固定資産税の軽減措置が期限付きで創設された。企業が行う地震・津波等に対する防災・減災策強化の効果は、周辺地域の防災機能の強化を通じて国土強靱化につながることから、今後、企業が自ら立案した計画に基づいて行う防災・減災策に対して、税額控除や固定資産税の減免等の支援措置が受けられるよう、措置の拡充および適用条件の緩和等の促進策を講ずるべきである。加えて、民間によるこうした国土強靱化への貢献を一時的なものとしないうるためにも制度の恒久化が必要である。

○ 国際課税制度の整備

企業の健全な海外事業展開を促進、円滑化し、海外の活力を取り込むというわが国の成長戦略を踏まえ、一層の国際課税制度の整備のため以下を要望する。

・ 外国税額控除制度の拡充

外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長（現行3年→9年）や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。

・ 移転価格税制における二重課税排除の徹底

移転価格税制については、実態を踏まえた制度運用と事務運営要領の整備が図られてきているが、企業にとって予期せぬ二重課税負担が生じないよう、事前確認制度や相互協議の迅速化についてなお一層の取り組みが必要である。併せて、国外関連者の要件については、実質的な支配力の観点から、株式保有比率50%以上から50%超に見直す必要がある。

- ・ 国際的な租税回避行為等の防止対応における健全な企業活動への十分な配慮

OECD では現在、BEPS(多国籍企業による国際的な租税回避行為等)の防止を目的とした議論が行なわれているが、企業の事業活動を阻害するような過剰な規定の導入に繋がらないよう、慎重な対応がなされることを要望する。

とりわけ、この問題に対応するための BEPS 行動計画において、国外関連者との取引がある企業に各国政府への税務情報の報告を求めるよう提案されているが、BEPS に無関係な企業に対して過度な追加的事務負担とならないよう十分配慮すべきである。

○ 企業年金税制の整備

現在、少子高齢化が急速に進行する中で公的年金制度が見直されつつあり、これを補完するものとして自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度に対する税制面での適正な措置が図られるべきである。

- ・ 特別法人税の廃止

年金税制の基本原則は拠出時および運用時非課税、給付時課税である。年金資産に対して課税する特別法人税は平成 11 年度から適用が停止されており、速やかに撤廃すべきである。

- ・ 確定拠出年金の拠出限度額の廃止

確定拠出年金の非課税拠出限度額については、平成 26 年度税制改正において引上げられたものの、未だ極めて低い水準に抑えられており、既存の退職給付制度からの移行を一層進める観点から、企業拠出型については、拠出限度額を撤廃すべきである。

- ・ 印紙税の見直し
- ・ 土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率の特例の延長
- ・ 連結納税の地方税への適用
- ・ 合同会社に対する構成員（パススルー）課税の導入
- ・ 日本貿易保険の特殊会社化に伴う法人税等の非課税措置

以 上